

西伊豆町スポーツ合宿誘致補助金該当・非該当判断基準

該当	学校教育法で規定された児童、生徒、学生及び未就学児で構成されたスポーツ活動を目的とした学校の部活、クラブ、サークル、少年団などが組織の活動目的のために行う合宿、大会 【例】 ・運動部、クラブチームの合宿練習 ・サッカー少年団の大会 ・スポーツ事業に係る応援団およびチアリーディングの合宿練習 ・スポーツサークルの合宿
非該当	修学旅行、臨海学校などの学校や学年、クラスを単位とする学校行事、社会人で構成された組織の合宿、業者が募集して実施するツアーや体験会、講習会 【例】 ・会社の部活動の合宿 ・協会、連盟に加盟していない個人等が主催する大会 ・社会人フットサルチームの大会 ・家族旅行 ・ゼミ、サークル等によらない、学生同士の旅行 ・バイク仲間でのツーリング ・社員新人研修 ・商品等展示発表会 ・運転免許取得合宿 ・営利を目的とする合宿 ・参加者が町民のみ